

日本産科婦人科学会 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）実施規則

（目的）

第 1 条 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）を実施する施設を把握することを目的とする。

（定義）

第 2 条 本規則に則り、保険診療外に腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）を提供する施設、またはこれから腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）を提供する予定の施設を、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）“施行施設”と定義する。

2 本規則に則り、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）について保険適用下に提供できる施設として認定された施設を、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）“登録施設”と定義する。

（業務）

第 3 条 日本産科婦人学会婦人科腫瘍委員会は、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）施行施設ならびに腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）登録施設を認定する。

（腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）施行施設の要件）

第 4 条 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）施行施設の要件は、下記のとおりとする。

- 1) 保険診療以外で腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）を施行している、ないしはこれから腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）を施行する予定である。
- 2) 日本産科婦人科学会婦人科腫瘍登録の登録実施施設である。

（腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）登録施設の要件）

第 5 条 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）登録施設の要件は、下記のとおりとする。

- 1) 保険適用上の「腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）の施設基準」の条項を満たす。
- 2) 日本産科婦人科学会の「腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）についての指針」の条項を満たす。
- 3) 日本産科婦人科学会婦人科腫瘍登録の登録実施施設である。
- 4) 本規則の定める腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）施行施設である。

(認定申請)

第 6 条 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）施行施設としての認定を申請する連絡担当者は、次の各号に定める情報と書類を婦人科腫瘍委員会に電子申請で提出する。ただし、システムの稼働状況に応じて郵送も可とする。

1) 「腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）」施行施設認定申請フォームに定める入力事項

2) 当該術式を主に担当する医師の日本婦人科腫瘍学会婦人科腫瘍専門医または日本産科婦人科内視鏡学会内視鏡技術認定医の認定証の写し

2 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）登録施設としての認定を申請する連絡担当者は、次の各号に定める情報と書類を婦人科腫瘍委員会に電子申請で提出する。ただし、システムの稼働状況に応じて郵送も可とする。

1) 「腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）」登録施設認定申請フォームに定める入力事項

2) 当該術式を主に担当する常勤医師の日本婦人科腫瘍学会婦人科腫瘍専門医または指導医の写し

3) 当該術式を主に担当する常勤医師の日本産科婦人科内視鏡学会認定医の認定証の写し

4) 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）の施設基準届出に対する厚生局の受理通知の写し

5) 4)に定める特掲診療科の施設基準に係る届出書（別添 2）の写し

6) 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）の施設基準届出書添付書類（様式 71 の 2）の写し

3 変更、更新として腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）登録施設ならびに腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）施行施設としての認定を申請する施設の連絡担当者は、前項の各号に定める各申請書類を婦人科腫瘍委員会に電子申請で提出する。

(腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）施行施設ならびに腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）登録施設の審査)

第 7 条 婦人科腫瘍委員会は、申請書類によって腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）施行施設は毎年 2 回（申請締め切り 6 月、12 月末）ならびに腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）登録施設は随時、認定施設としての適否を審査、判定する。

2 登録施設資格喪失後、施行施設であれば、再度要件を満たした時点で登録施設の再申請が可能である。施行施設認定抹消の場合は、施行施設から再度申請を行う。

3 必要に応じて認定前および認定後の診療施設の実態調査を行う。

(腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)施行施設ならびに腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)登録施設の認定)

第 8 条 婦人科腫瘍委員会が腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)施行施設ならびに腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)登録施設として適格と判定した施設を同施行施設ならびに同登録施設として認定し、婦人科腫瘍委員会委員長は理事会に報告する。各施設の認定期間は 2 年間以内とする。

(登録施設の情報公開)

第 9 条 日本産科婦人科学会のホームページ上で、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)登録施設一覧を掲載する。掲載期間は認定を受けている期間であり、資格が喪失された施設は速やかに削除される。

(変更)

第 10 条 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)施行施設ならびに腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)登録施設の要件に変更が生じたときは、速やかに変更の内容を婦人科腫瘍委員会に電子申請で申告する。

2 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)施行施設の変更に必要な書式は第 6 条 1 項に定めるものを用いる。

3 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)登録施設の変更に必要な書式は第 6 条 2 項に定めるものを用いる。

(年次報告)

第 11 条 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)施行施設ならびに腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)登録施設は、当該年に治療(低侵襲手術の施行の有無を問わず)を開始した婦人科悪性腫瘍は全例、日本産科婦人科学会婦人科腫瘍登録を行わなければならない。

(更新)

第 12 条 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)施行施設ならびに腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)登録施設の有効期間は 2 年間であり、2 年ごとに更新を要する。

2 更新申請のべ切は毎年 6 月末日(事務局必着)とする。

3 更新に必要な書式は第 6 条 1 項および第 2 項に定めるものを用いる。

(認定の抹消)

第 13 条 次の各号に該当する腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る)施行施設

は、婦人科腫瘍委員会の議を経て、認定を抹消する。

1) 正当な理由を付して、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）施行施設として の資格を辞退したとき

2) 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）施行施設の更新を受けないとき

3) 第 4 条及び第 11 条に定める要件を満たさなくなったとき

4) その他、婦人科腫瘍委員会が不相当と認めたとき

2 次の各号に該当する腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）登録施設は、婦人科腫瘍委員会の議を経て、その資格を喪失し、施行施設に変更される。婦人科腫瘍委員会委員長は、当該資格喪失施設を理事会へ報告する。

1) 正当な理由を付して、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）登録施設として の資格を辞退したとき

2) 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）登録施設の更新を受けないとき

3) 第 5 条及び第 11 条に定める要件を満たさなくなったとき

4) その他、婦人科腫瘍委員会が不相当と認めたとき

（本規則の改廃）

第 14 条 本規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

（付記）

第 15 条 第 6 条第 2 項 2) の日本婦人科腫瘍学会婦人科腫瘍専門医または日本産科婦人科内視鏡学会認定医は、当該施設における勤務体制は常勤でなくてはならない。常勤の定義は、本会の定義に準ずる。

制定	令和元年 6 月 1 日	第 1 回理事会
改定	令和 2 年 9 月 5 日	第 2 回理事会
改定	令和 4 年 6 月 25 日	第 1 回臨時理事会